

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第1回）議事録

1. 開催日時 平成26年5月12日（月）14時～

2. 開催場所 文化会館 中会議室

3. 出席者

下田直樹委員（委員長）、西田俊光委員（副委員長）、荒井敏子委員、神谷澄子委員、相馬茂委員、枝川芳子委員、小林章宏委員、白川洋子委員、西田良枝委員、谷岡智恵委員、野坂秋美委員、坂本大樹委員、田中知華委員、愛場弘子委員、森島宏治委員、小田知宏委員、内村好夫委員、山本伸一委員、上林正和委員、新宅秀樹委員、橋野まり子委員、小瀧修委員、長谷川祐二委員

4. 議題

- (1) 計画の概要と計画策定スケジュールについて
- (2) 国の第3次障害者基本計画の概要と市の計画の構成について
- (3) 当事者・事業者アンケート調査結果報告
- (4) 市の現状及び課題について

5. 資料

- (1) 浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱
- (2) 議題1資料 計画の概要と計画策定スケジュールについて
- (3) 議題3資料 浦安市障がい福祉に関する事業者アンケート調査結果概要報告
- (4) 議題3資料 浦安市障がい福祉に関するアンケート調査（当事者）結果報告書

6. 議事

事務局：ただいまより、浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。

開催に当たり、事務局より、委員の皆様にお願いがございます。当委員会におきましては、視覚障がい及び聴覚障がいのある方が委員として参加されております。千葉県のある人に対する情報保障のためのガイドラインに基づきまして、だれが発言しているのか、視覚障がい及び聴覚障がいのある委員にわかるよう、ご発言の際は挙手いただき、委員長より、「〇〇委員、お願いします」と指名を受けてから、団体名とお名前を名乗っていただき、その後、ご発言いただくようお願いいたします。

では、開催に当たりまして、浦安市健康福祉部部長、新宅秀樹よりご挨拶申し上げます。

新宅委員：皆さん、こんにちは。会議に先立ちまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日は、お忙しいところ、第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、日ごろより、本市福祉行政に多大なるご尽力、ご協力を賜りまして、この場をおかりいたしまして、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

市では、平成9年度に障がい者基本法に基づく、浦安市障がい者福祉計画を策定して以来、社会情勢の変化、特に、障がい者福祉を取り巻く法制度を経ながら、計画見直しというのを行

ってまいりました。

現在の計画は、平成21年度から平成26年度までの6カ年の計画の後期の計画。お手元に皆さんお持ちだと思いますが、平成24年度から26年度の計画となっております。

今回、皆様にお集まりいただきましたのは、次期の計画、平成27年度から平成33年度までの6カ年。これの前期の計画、平成27年度から29年度までの3カ年の計画をするためにお集まりをいただいたところです。

現在の計画を策定してから、本年1月に障がい者の権利条約が批准されました。このために、障がい者をめぐる法制度が大きく進展をしたと思っています。障害者総合福祉法、障害者虐待防止法の施行、また、平成28年度には障害者差別解消法が施行されます。こういった大きな変化の中で、今回、この計画をつくってまいります。

今までの計画とは、やはり視点は変えていかなければならないのではないのかなと感じております。皆様からの率直なご意見、あと、日ごろ、皆様の経験、知見を披露していただいて、27年度からの計画が本市にとってすばらしい計画になるように、本当にお願いをしたいと思います。

特に、本市の理念。障がい者福祉計画策定の理念の1つとして、「障がいのあるなしにかかわらず、誰もが一人の市民として積極的に、地域で心豊かに自分らしく暮らす姿を求めます」と掲げているところです。

今後もすべての市民が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、そして、市民ニーズや社会状況の変化に対応できるよう、より一層努力していく所存でありますので、よろしく願いいたします。

本当に忙しいところ、これから、ほぼ1年近くをかけて計画を策定していきます。どうぞご協力をよろしく願いいたします。

事務局：次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

委員の皆様、恐れ入りますが、委員長、副委員長、荒井委員と、順に、それぞれ自己紹介でお願いいたします。

下田委員長：改めまして、こんにちは。私は、浦安市自立支援協議会の会長を務めさせていただいております。このたび、浦安市障がい者福祉計画策定委員会の委員長ということで、規定上、自立支援協議会の委員長が兼務するとなっておりますので、委員長になります。明海大学で経済学部長をしております下田直樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

後でまた改めて委員長としてのご挨拶というのがございますので、挨拶させていただきたいと思いますが、外を吹く春風のように、さわやかに議論をして、いい計画を立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

西田副委員長：皆さん、こんにちは。副委員長を務めます西田と申します。

私は、浦安市の障がい者就労支援センターのセンター長をやっております。あと、NPO法人タオ、障がい者の就労訓練をやっている事業所の理事長をやっております。よろしくお願いいたします。

荒井委員：こんにちは。私は、いちょうの会と申しまして、心身障害者の家族会の会長をやらせていただいております荒井敏子です。どうぞよろしくお願いいたします。

神谷委員：浦安市自閉症協会の神谷澄子です。よろしくお願いいたします。

相馬委員：浦安市身体障害者福祉会の会長を務めさせていただいております、相馬茂と申します。

よろしくお願ひします。

枝川委員：浦安手をつなごぐ親の会の枝川です。親の会は、発足してから、かれこれ38年たちました。ということは、親が非常に老化して、年とっておりますので、問題点がたくさん出ておりますが、少しずつでも解消していけたらと思っております。よろしくお願ひします。

小林委員：お世話になります。オリエンタルランドの小林と申します。

この会議に出席させていただいてもう数年になるかと思いますが、またこの1年間、意見、議論を進めていければと思っております。ことしもよろしくお願ひいたします。

白川委員：こんにちは。浦安市の介護給付費等の支給に関する審査会の委員をしております白川です。よろしくお願ひいたします。

西田委員：皆さん、いつもお世話になっております。浦安市基幹相談支援センターの所長の西田です。よろしくお願ひいたします。

谷岡委員：ケアラビット浦安センターの谷岡と申します。よろしくお願ひいたします。

野坂委員：皆さん、こんにちは。聴覚障害者協会会長の野坂と申します。今後ともよろしくお願ひいたします。

坂本委員：ソーシャルサポートセンターの坂本大樹と申します。よろしくお願ひいたします。

田中委員：千葉県弁護士会京葉支部の弁護士の田中知華と申します。よろしくお願ひいたします。

愛場委員：千葉県市川特別支援学校の特別支援教育のコーディネーターをしております愛場と申します。よろしくお願ひいたします。

森嶋委員：社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとの森嶋です。よろしくお願ひします。

小田委員：発達障がい幼児に療育を行っています、こころとことばの教室「こっこ」を運営しています、NPO法人発達わんぱく会の小田と申します。よろしくお願ひします。

内村委員：皆さん、こんにちは。NPO法人フレンズの理事長をしています内村と申します。

私どもは、就労支援と、グループホームをやっていますので、よろしくお願ひします。

山本委員：皆さん、こんにちは。まなびサポート事業をおこなっております教育研究センターの山本伸一と申します。よろしくお願ひいたします。

上林委員：こども発達センター所長の上林と申します。よろしくお願ひします。

橋野委員：障がい事業課の橋野と申します。どうぞよろしくお願ひします。

小瀧委員：障がい福祉課の小瀧と申します。よろしくお願ひいたします。

長谷川委員：こんにちは。今年度から障がい事業課と障がい福祉課の担当することになりました長谷川と申します。よろしくお願ひします。

事務局：ありがとうございました。

なお、浦安市視覚障害者の会の足立委員、社会福祉協議会の石井委員、障がい者福祉センターの藤崎委員は欠席となっております。

それでは、委員会の概要を説明いたします。

障がい者総合支援法の規定により、市町村が障がい者福祉計画を定め、または変更しようとする場合においては、あらかじめ自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされており、これにより、浦安市自立支援協議会なり、障がい者福祉計画策定委員会を設置いたしました。

委員は、市長が指名により選任。自立支援協議会の委員の方、部会に所属している委員で、当事者団体に所属している方、行政部門から計27の方に委員をお願ひいたしました。

委員の任期につきましては、5月1日より本計画の策定が終了する日まで。予定といたしま

して、平成27年3月31日までといたします。

委員長、副委員長は、それぞれ自立支援協議会の会長、副会長が兼務いたします。

当委員会は傍聴可能な会議であり、委員名簿と委員の氏名を掲載した議事録を浦安市のホームページ等で公開いたします。自立支援協議会同様、委員の方がご欠席の場合の代理出席はできません。また、意見等を求める必要があると委員長が認めた場合は、委員以外の方を出席させ、意見等を求めることができます。

守秘義務につきまして、委員会の議論の中で個人情報扱われた場合は、委員の職を退いた後も守秘義務を要します。

概要の説明は以上でございます。

組織について、事前にお配りしました浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱で規定しておりますので、ご確認ください。

なお、策定スケジュール等につきましては、後ほど報告させていただきます。

ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事進行は下田委員長をお願いいたします。

下田委員長：それでは、2度目の挨拶になりますが、改めまして、こんにちは。

今日は、お忙しい中、この浦安市福祉計画策定委員会にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。心より厚く御礼を委員長として申し上げます。

委員長を引き受けるに当たりまして、一言ご挨拶ということで、前回、福祉計画をつくりましたときからおよそ3年がたつのかなということで、新たな計画をこれから委員の皆様のご意見をいただきながらつくり上げていくこととなります。

この委員会の非常にいい点と申しますのは、とてもたくさんの意見が活発に出て、そして、それをみんなでまとめ上げていく、まさに共同作業にあったように思っております。

したがって、これから、さまざまなご意見をいただきながら、議論をしっかりと、すばらしい福祉計画を策定していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って、まず1つ目の議題ですが、計画の概要と計画策定のスケジュールということで、第1回目ということでございますので、これからの委員会の策定のスケジュール等についてご説明申し上げます、その後に質問等をお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

事務局：議題に入ります前に、資料の訂正をさせていただきます。

まず、本日、資料としてお配りいたしました障がい福祉計画策定委員会の設置要綱がございます。こちらは皆様に事前資料として一度郵送でお送りしておりますものですが、1カ所訂正がございます。

組織に関する説明の第2条のところ、第5項のところ「浦安市自立支援協議会（以下、協議会）」という文章が入っていたのですが、第2条の2項に「浦安市自立支援協議会（協議会）」という文章を加えさせていただきました。注記の場所が違っておりましたので、訂正させていただきました。また、皆様に郵送でお送りいたしました、浦安市障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書。こちらに2カ所文字の誤りがありましたので、この場で訂正させていただきます。

冊子の59ページの間27ですが、この設問に関しましては、問い27から31にわたる設問に対して取りまとめたものを掲載しておりますので、お手元の資料の間27に当たる部分を

問27から問31とお改め願います。同じ冊子の80ページの冒頭、問27は、問40ですので、ご訂正お願いいたします。以上が資料の訂正箇所でございます。

では、議題1から順に説明いたします。

まず議題の1、計画の概要と計画策定スケジュールについて。

浦安市障がい者福祉計画は、浦安市の総合計画として策定いたします。市の総合計画との整合性を保つとともに、また国の障害者基本計画、千葉県障害者計画とも連携を図ってまいります。

また浦安市総合計画の中には、福祉に関する計画で、浦安市地域福祉計画というものがございます。浦安市地域福祉計画に関する計画は、浦安市障がい者福祉計画のほかに、介護保険事業計画、浦安市高齢者保健福祉計画、浦安市子育て支援総合計画、健康うらやす21、そのほか、多岐にわたる計画がございます。

これらの計画につきましても、障がい者福祉計画と同様、本年度までの計画になっておりまして、次期計画に当たる平成27年度から29年度までの3カ年計画を、本年度、私どもの計画と一緒に策定しているところです。

また27年度からの計画を新たに策定をする計画に浦安市社会福祉協議会地域福祉活動計画という計画がございます。こちらは社会福祉協議会が策定する計画でございますが、こちらとも連携をとりながら、各計画の担当者、委員会などとも連携をとりつつ、お互い整合性を図りながら策定していきたいと考えております。

次に、障がい者福祉計画の概要について、お話しいたします。浦安市障がい者福祉計画は2部門に分かれております。第1編が障がい者計画。これは、市が取り組むべき障がい者施策の方向性などを示したものでございます。各施策事業に対して、どういったことを各担当が行っているかを明記したものになっております。内容につきましては、市で担当課を決め、随時進捗を確認しながら進めていっております。

また後ほどお話しいたしますが、個々の施策事業につきましては、これから各担当課の進捗状況を確認し、次の計画に反映していきたいと考えております。この第1編が市が取り組むべき障がい者施策の方向性です。

もう一つ、障がい福祉計画というものがございます。これは、地域生活に必要なサービスの見込み量と確保策について掲載したものです。

計画には過去3年間の実績を掲載するとともに、これからの3年間の見込み量、そして、その見込み量を達成するためにどういった施策を行っていけばよいのか、サービスの見込みと確保についてが主な内容となっております。

次に、計画期間について、お話しいたします。現計画が平成23年度から26年度の3カ年計画ですが、次に、これから皆様に策定していただきますのは、平成27年4月1日から33年3月31日までの6カ年計画のうち、前期3年間に該当する計画になります。

ですので、計画期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年計画となります。現計画も6カ年計画だったのですが、前期、後期とで一度見直しを行いまして、平成24年から26年度の3カ年計画、後期計画を立てさせていただきました。

まず、この福祉計画策定委員会は、年に6回開催を予定しております。年に6回開催いたしまして、最終的には計画書を3月末までに版行する予定でございます。

まず、これから行う作業といたしまして、市役所の担当課進捗状況調査。これは、先ほどお話しました障がい者福祉計画、どういった施策を市が行っていけばよいのか、どこが担当する

のか進捗状況を確認する作業になります。

調査は5月から開始いたしまして、進捗状況の回答がありましたら、その後、各課とのヒアリングを行い、継続すべき点、見直すべき点、事業の拡大を行うべき点、また新規に事業を行わねばならない点について、各課とヒアリングを行ってまいります。

福祉計画策定委員会は、先ほど年6回と申し上げましたが、6回の会議だけでは話し切れない内容や専門的な部分も出てくるかと思われまます。それにつきましては、こども部会、相談支援部会、地域生活支援部会、権利擁護部会、そして本人部会の各部会でも部会の担当部門について、ご意見を伺っていく予定でございます。各部会でいただいた意見につきましては、この福祉協議会のほうで報告させていただいて、計画に反映していきたいと考えております。

各部会への意見の割り振り等については、次回以降、お示しすることになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、当事者団体ヒアリング。自立支援協議会の昨年の会議では5月ぐらいとお話ししていたのですが、内容について精査する部分がございますので、延期させていただきました。

各団体の代表の方に来ていただき、聞き取り作業を行います。団体で、だれにやっていたか、どんなことを回答すればいいのかなどを話し合う必要も出てくるかと思っておりますので、なるべく早い時期に日程とお聞きする内容について、団体の代表者様にお示ししたいと考えております。

次に、部会での意見、各課の進捗状況、団体様とのヒアリングを経まして、計画の素案、たたき台を作成してまいります。その素案は11月をめぐりに形にいたしまして、その後、市民の意見を聞くパブリックコメントを実施したいと考えております。

この計画素案は、ホームページに掲載し、また、公民館など市民の方の目に触れていただくところに計画の素案を掲示いたしまして、市民の方に意見を伺い、計画に反映してまいります。

パブリックコメントの期間は、おおよそ3週間を予定しております。できれば12月1日には、パブリックコメントを実施したいと考えております。

パブリックコメントでいただいた質問を取りまとめ、1月に回答を行います。いただいた意見をどのように福祉計画に反映していったか。その内容について、ホームページ等でも公開いたします。

ご参考までに、3年前のパブリックコメントの際は、38人の方に135点にわたるご意見をお寄せいただきました。その中で、実際に計画に反映したもの、もしくは、いただいた意見が既に計画に反映されていると思われるものは、135件中86件ございました。

パブリックコメントをもとに計画の素案の修正等を行いまして、最終的に福祉計画策定委員会、2月の策定委員会で最終案を提示したいと考えております。そこで、再度、最終案を見ていただき、印刷製本に入り、3月末までには製本した形での発行及びホームページでの公開を予定しております。大まかなスケジュールは以上になります。

ヒアリング等の日程については、決まり次第、皆様にお知らせさせていただきますので、よろしくお願いたします。

下田委員長：どうもありがとうございました。それでは、ただいまの計画の概要、位置づけ、それから、計画策定のスケジュール、事務局説明がございましたが、何かこれに対して質問、ご意見ございますでしょうか。

枝川委員：親の会の枝川です。当事者団体ヒアリングが6月に予定されていると思うんですが、前はたしか7月ぐらいに予定されていた。ということは、うちの会合は奇数月にみんな定例

会が集まりますので、障がい福祉課からアンケート的なものが来て、それをこちらのほうで検討する機会というのが6月だとちょっとないんですが。例えば、5月ぐらいに、先にくださっていて、6月にヒアリングというのでしたらわかりますが、6月にそれをいただいて、6月中にするということは、みんなの意見が通らないというか、汲み上げられないので、もうちょっと考えてほしいなと思うんですが。

事務局：ヒアリング自体は6月の下旬を予定しておりますが、実施日及びどういったことをお伺いするかの内容については、5月中にお示ししたいと考えております。

また、日程によって、6月中に会の意見を取りまとめたり代表の方を決めるというのが難しいということでございましたら、7月にヒアリングを行うということも十分考えられますので、こちらでお聞きする内容と、日程をお示したらご相談いただければと思います。

ただ、素案策定までには間がありますので、じっくりご意見をお伺いしたいと思っておりますので、ヒアリングを受けていただきます団体様の都合になるべく合わせていきたいと考えております。

枝川委員：わかりました。ありがとうございます。

下田委員長：そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの計画の概要とスケジュールにつきまして、この日程で進めていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、議題2、国の第3次障害者基本計画の内容と市の計画の構成について、再び事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局：国の障害者基本計画についてと市の計画の構成についてと、議題3の当事者・事業者アンケートの調査結果報告について、2つの議題を併せて報告させていただきたいと思っております。

まず国の障害者基本計画、第3次計画と呼ばれているものについてですが、こちらは、障害者基本法に基づきまして、政府が策定している障がい者施策に関する基本計画になっております。

基本理念として「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を掲げております。

今回の第3次計画の策定期間ですが、平成25年度から29年度までの5カ年計画となっております。この国の障害者基本計画に基づきまして、各都道府県、市町村が、それぞれ障がい者計画、障がい者福祉計画を策定してまいります。

国の第3次基本計画の本文がとても長いので、特徴だけ抜粋してご紹介させていただきたいと思っております。

まず、特に変わった部分、改正された部分についてお話しします。まず、障がい者施策の基本原則等が見直されました。強調されているのが、地域社会における共生と、差別の禁止、国際的協調。そして、施策の横断的な視点として、自立支援協議会でもよく話題に上りましたが、障がい者の自己決定の尊重、こちらが明記されております。

また計画期間ですが、第2次計画までは10年と長いスパンだったんですが、社会情勢の変化に対応するためとして、第3次計画から計画期間が5年となっております。

また分野で新たに新設されたものがございます。安全・安心に関する事項、災害に対する対策や防犯に対する対策、そういった事項についてが新設されております。

また強調されているものとしまして、差別の解消及び権利擁護の推進、そして、障がい者を理由とする差別の解消を促進、障がい者虐待の防止等が盛り込まれております。また行政サービス等における配慮についても盛り込まれております。

また既存の分野の見直しも逐次行われました。ニーズに応じた福祉サービスの充実、精神障がい者の地域移行の推進、新たな就学先決定の仕組みの構築、障がい者雇用の促進及び就労支援の充実、優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ、障がい者権利条約の早期締結に向けた手順の推進等が盛り込まれております。

箇条書きで並べただけだと、どんなことをしているのか、なかなかイメージが浮かばないと思うんですが、これから具体的に都道府県、市町村でどんな施策を行っていくかを落とし込むのが障がい者計画、障がい福祉計画でございます。

今回は概要と、スケジュールが中心となりますが、次回以降は、こういった国の指針を受けて、また皆様からのご意見を受けて、どこの部分をどう変えていったか、その根拠は何であるかをお示ししながら、素案をお示ししていけたらと考えております。

厚生労働省から市町村の障がい者福祉計画に係る基本指針も打ち出されてきております。この中で、P D C Aサイクルの導入。こちらは、いわゆる、P L A N ・ D O ・ C H E C K ・ A C T I O Nですが、成果目標を立てて、活動指針の見直しと明確化、各年度に中間評価を行い、それを公表する。そういう流れの導入が基本指針として出ております。

まず、障がい者福祉計画策定に当たっての基本的考え方や目標や見込み量の見方を市町村や都道府県に提示する。それが厚生労働省の役割なんです。障がい者福祉計画を策定する都道府県、市町村がまずその基本指針を踏まえて、平成29年度までの目標やサービスの見込み量、その確保策を定めます。

これがP L A Nに相当するところですが、この後、方策等の実施。これがD Oの部分です。その後は、定期的に進捗状況の評価するC H E C K。これは、基本指針では、おおむね1年が望ましいと出ているところでございます。また必要に応じて基本指針の見直しを行う。A C Tの部分です。このP D C Aを順次繰り返していくという流れが基本指針で明確化されました。

実は、このP D C Aサイクルですが、既に浦安市の福祉計画では導入されております。ただ、サイクルは、1年ではなく、2年だったり3年だったりしたんですが、先ほどお話しいたしました各課の進捗状況の確認を行い、随時計画に盛り込んでいくことが、このP D C Aサイクルに相当するものと考えております。

次に、市町村の障がい者福祉計画に関する基本指針の続きですが、個別の施策として、次のようなものが挙げられました。

福祉施設から地域生活への移行促進、精神科の病院から地域生活への移行促進、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行促進、こちらは、成果目標が具体的に、何年度を基準として、何%移行させなさいという具体的な数字が上がっておりますので、そのデータをもとに、次回以降、具体的な数字がお示しできるかと思えます。

この中の4つの項目に関して、今回、地域生活支援拠点の整備というのが新しく盛り込まれました。地域における居住支援のための機能強化ということで、障がい者の方が重度化している、また高齢化していることを受けまして、親なき後を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能。これは、相談だったり、体験の機会であったり、緊急時の受け入れや、専門性のある支援員だったり、地域の体制づくりをしていこうという機能。こちらの機能の強化がうたわれております。

一例としては、これらの機能を集約して整備する多機能型の施設が案の1つとして挙げられております。こちらにつきましては、今、地域生活支援部会でも話し合われている事項ですので、またそちらからもご意見を伺いながら、皆様に資料を提示していきたいと考えております。

今回、新たに示されたのは、この4つの中で、地域生活支援拠点等の整備。こちらが新しい項目になっておりまして、ほかは今までの数値の見直しが主な内容になっております。

このほかには、障がい児の支援体制の整備、計画相談の連携強化や研修、虐待防止などが基本指針として挙げられております。具体的にはメージしづらいと思うんですが、次回以降の計画の素案で、障がい児支援体制の整備に関する事業や虐待防止の資料を、一つ一つ根拠を示しながら提示していきたいと考えておりますので、今回は方向性だけ示させていただきました。

次に、現在の浦安市の障がい者福祉計画の施策の基本方向でございます。現計画では、体系として、7つ方向となる施策を挙げております。理解と交流の促進、福祉・生活支援の充実、保健・医療の充実、療育・教育の充実、雇用・就労支援の推進、生活環境の整備、自立と社会参加の促進。この7部門につきまして、それぞれ細かく目標を落とし込んでおります。

現計画での基本の体系ですが、現在、国の第3次障害者基本計画で示されている施策の基本方向なんですけど、こちらは1から10までございまして、1から6、10は既存のものですが、今回、7、8、9が新たに基本方向について加わりました。

先ほどの説明と重複するところがあるのですが、まず7の安全・安心、防災関係のこと、防犯に関すること、消費者保護に関する指針が盛り込まれております。また8として、差別の解消及び権利擁護の推進が挙げられております。また9に、行政サービス等における配慮、こちらの3項目が新規の項目として挙げられております。

1から10の項目は、現在の福祉計画の中にも盛り込まれているものです。構成は違うのですが、既にほとんど現在の計画にも盛り込まれてはおりますが、やはり差別の解消に関する部門や虐待の防止に関する部門が项目的にまだまだ十分でない点が見受けられますので、その点について、より検討していく必要があるかと考えております。行政サービスにおける配慮等についても、同様でございます。

これから素案をつくるに当たり、国の指針ももとになっておりますが、当事者・事業者アンケートの結果、ヒアリングの結果も反映していきたいと考えております。

今回、冊子にまとめさせていただきました当事者アンケートですが、これは、ニーズの把握と、実際、障がいのある方を取り巻いている状況の変化の確認のために実施いたしました。

障がい者計画を策定するに当たり、新規事業・事業拡大等の検討の基礎資料として役立たせていただきます。また、障がい福祉計画。サービスの見込み量と確保策を策定する際にも、必要なサービス量の把握の基礎資料とさせていただいております。

もう一つ、事業者アンケート。本日、お配りさせていただいた10ページ程度のアンケートの取りまとめなのですが、こちらは既に前年度の自立支援協議会で一度お配りしたのですが、再度、配付させていただきました。

こちらは、市内の事業者及び浦安市在住の方にサービスを提供している事業所、全事業所を対象として、サービスを提供している状況と新たな事業展開の可能性を把握するために実施させていただきました。内容といたしましては、現在、事業を拡大する余地があるか、研修の状況などについて伺っております。

この中で、浦安での事業展開という項目がございます。浦安での事業参入を考えている事業者、人材確保や人件費の補助という条件が整えば浦安市で事業展開をしてもいい、参入を考え

ているという事業者がかなりございますので、参考にしながら、サービスの提供の確保策を考えるための資料とさせていただきたいと思います。

国からの指針について、ざっくり説明させていただいたのですが、国からの指針等につきましては厚生労働省のホームページでも掲載しておりますし、かなり量も多いので、皆様に読み込んでくださいというのもとても大変なお話ですので、できる限り、浦安市の障がい福祉計画にかかわる部分を抜粋して提供したいと考えております。

ご希望がございましたら、随時提供できるようしておりますが、厚生労働省のホームページで、「厚生労働省、障害福祉会議資料」で検索いたしますと、障がい福祉関係主管課長会議資料及び社会保障審議会障害者部会などで随時提供されている障がい者福祉計画に関する基本指針の見直しの情報がごらんいただけます。

また情報が提供され次第、抜粋を要約した形で皆様にご提供したいと考えております。

そのほか、今回、当事者アンケートを冊子にまとめさせていただきましたが、ご希望がございましたら、クロス集計をしたものや、特定の障がいや年齢層についてお知りになりたい場合その旨おっしゃっていただけましたら、統計データを随時提供できる体制を整えておきます。

随時情報提供いたしますので、できれば、この場でおっしゃっていただくよりは、事前に、この資料について、統計を提供するというリクエストをいただければ、事前にお送りすることもできますし、説明を加えながら次の策定委員会で提供することもできるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

形がまだないような状態で、イメージが湧かないと思うのですが、次回以降、どんどん形にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

資料についても、事前になるべくお渡しして、読んでいただいて、意見を考えていただく時間を設けたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

下田委員長：ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、あるいは、ご意見ございますでしょうか。

非常にタイトな中で、ポイントを押さえてご説明されましたが、そのほか細かい点なども含めて、何かご質問等ございましたら、どしどしと出していただければと思います。ありますでしょうか。

事務局：事務局から若干追加させていただきます。今回、皆様に冊子の形でアンケート調査報告書を差し上げたのですが、3年前との比較について、概要のみ申し上げたいと思います。

各項目について、比較したのですが、全体として大きな変化がありませんでした。

お困りのことや必要なサービスについては、上位トップ5は不動で変わらず、4位と5位が入れ替わるぐらいの変化しかありません。

また、割合につきましても、1位の項目が40.8%を占めていたのが39.2%になったとか、そういった微々たる変化はあったのですが、80%あったものが30%になったりといった大きな変化はございませんでした。必要としていらっしゃるサービスは変わらないんだなと実感し、引き続き支援が必要だと感じました。

比較検討資料としては、一覧表などを作成しますが、身体障がいの方と精神障がいの方、知的障がいの方とでは、困っている部分が違ったりとか、就労に関する意思が若干下がったりとか、そういうところで差が見えてくるかと思っておりますので、要約したものは資料として提供したいと考えております。

下田委員長：ありがとうございます。それでは、ただいまの補足の説明も含めて、ご質問等を

お受けしたいと思います。何かございますでしょうか。

小田委員：NPO法人発達わんぱく会の小田でございます。浦安市子育て支援総合計画と連携していきますというご説明をいただいたんですが、どういったスケジュール感で、どんな感じでやっていきますかという質問なんです。

というのも、来年から子ども・子育て支援法が始まるに当たって、幼児期、特に前期のお子さんの支援、障がいを持っているお子さんに関しても、早期発見のところが大分充実し得るんじゃないかなと思って、とても期待しているところがありまして、浦安市子育て支援総合計画とどういうふうに連動したり、その方向性と併せて、浦安市障がい者福祉計画にも子供向けの施策をどんどん盛り込んでほしいというのが質問になります。

事務局：浦安市子育て支援総合計画やそのほかの計画との連動ですが、まずどちらの計画も各課ヒアリングを始めている段階でして、これからそれを比較、検討するところです。どの計画のまだ初期の段階ですので、まず第1段階として、これから担当者が集まり、スケジュールについて確認し、各課のヒアリングの結果についても持ち寄って、重なるところや足りないところ、計画で連動できるところはないかをこれから何度か打ち合わせの機会を持っていきたいと考えております。

なので、連携体制ができつつあるというのが今の状況です。スケジュールについても、まだ調整しているところです。

下田委員長：よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

それでは、ご質問等が出ないようでございますので、次は議題の4ということで、市の現状及び課題についての説明に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、橋野委員よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。計画の基礎資料としまして、アンケートに加えて手帳所持者数の統計資料を作成しましたので、説明させていただきます。

まず障がい者手帳所持者の推移です。現計画の期間と併せて、平成21年度から26年度までの6年間をまとめています。平成26年3月末の手帳所持者数は、身体障害者手帳が2,837人、療育手帳が660人、精神障害者保健福祉手帳が617人で、合計4,114人となっています。浦安市の人口に対する手帳所持者率は2.5%です。

毎年度末に公表している手帳所持者数ですが、障がい別にそれぞれ集計していますので、同じ人が複数の手帳を持っている場合には重複しての集計となっております。

また平成21年度につきましては、身体障害者手帳の統計方法が今と違いましたので、数字が大きくなっておりませんが、手帳を持っている人数といたしましては、平成22年度より少ない人数となっております。

次に、平成26年の1月の障害者手帳所持者数の実人数を年齢別に集計したのですが、こちらが実人数となっております。その列の中の手帳所持者率は、0歳から49歳までの方がおおむね人口の1%前後の割合となっております。50歳代が2.21%、60歳代が3.73%、70歳代が13.38%と、年齢がふえるにつれて、人口に対する割合が増加しております。

また手帳の種類別に多い年代は、身体障害者手帳は70歳代、60歳代が多く、療育手帳は10歳代、精神障害者保健福祉手帳は40歳代といった年代が多くなっています。

手帳所持者のうち、半数が60歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方という状況が確認できると思います。

次に、平成21年から平成26年の6年間の推移ですが、今示しました、毎年1月の実人数

で比較いただくのがいいかと思しますので、こちらで説明させていただきます。

6年間まとめると、手帳所持者数は816人ふえています。手帳別で見ますと、最もふえているのが身体障がい者で、418人。続いて、精神保健福祉手帳317人、療育手帳が145人。複数の手帳を持っている重複障がいの方は64人増加しています。

最もふえているのが65歳以上の身体障がい者。これは、高齢化に伴うもので、また総人数も多い状況ですが、特徴的なところでは、精神障がい者の手帳ですが、こちらが、平成21年、313人に対しまして、平成26年が630人と、パーセンテージにしますと200%以上の増加状況というところが特徴的なところになっています。

年齢区分別では、最もふえているのが高齢者65歳以上で、414人、続いて、18歳から64歳が363人、0から17歳が39人となっています。

また、今回から、新たにこの計画の対象になります難病者につきまして、浦安市の難病疾患者見舞金の登録者の状況で統計をとっています。平成26年3月の登録者数となりますが、登録者数全体が954人です。

そのうち、224人、23.48%の方が障害者手帳を所持しています。年齢別には、0から17歳が180人、18から64歳が508人、65歳以上が266人と、難病者につきましては、年齢区分にかかわらず、どの年齢も一定数の登録状況となっております。

こちらの手帳所持者数と、アンケートを参考に、これから計画をつくるための協議をしていただくこととなります。

アンケートの対象は、総数で4,795人。手帳を持っている方と、難病の方と手帳はないけれども福祉サービスを使っている児童の方を中心に調査をさせていただきました。約4,000人の手帳所持者数に対して、難病者や手帳を持っていない人が約700人いらっしゃいます。また、やはり身体障がい者の高齢者がとても多いということで、身体障がい者の高齢者の方の意見が多い集計結果となっております。

今、浦安では7つの施策に対して市の施策をまとめているのですが、アンケートで、どういった施策について充実を求めていますかということをもとめていますが、前回も今回も、同じように、最も多いものが保健医療サービスの充実、生活安定への支援、移動交通手段の整備と、どれも身体障がい者の方の移行が、人数の関係から、そのまま多いという結果になっています。

高齢者が多いということですので、この障がい者福祉計画だけでなく、冒頭にお話ししました、高齢者の計画ですとか健康の計画ですとか、福祉全体の計画と連携して策定する必要があると考えております。

この後、各課に、3年前の計画に対する進捗状況を調査していきますが、その際には、このアンケートの中の自由意見も各課に返しまして、具体的にこんな意見が出ているということを各課の方に見ていただいて、進捗状況をまとめていただくように、これから事務局で調査していきたいと考えております。

自由意見が多いというのは、ほかの計画のアンケートにはない、障がい者福祉の計画策定のアンケートの特徴かなと思っていますが、かなりたくさんの方の自由意見をいただいております。

また、ほかの計画と連携して策定するということから、先ほど小田委員にもご質問いただきました子育てのほうの計画ですとか、そのほかの計画の進捗状況等も情報提供していきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また福祉サービスの関係の第2編で検討いただきます、サービスの見込み量とサービス提供体制の確保に対する計画については、現在、サービスを使っている方が約800人いらっしゃ

います。

お使いいただいているサービスの満足度、ニーズ等については、アンケート冊子の61ページに載っています。こちらを踏まえて計画のほうはつくっていくわけですが、ただ、計画策定に当たって、特に重要な課題と考えているところですが、整備、推進が必要と思うサービスが、グループホームと生活開放というサービスが必要になっております。

グループホームにつきましては、自立支援協議会の地域生活支援部会でも、昨年度、検討していただいておりますが、本市は、市川市の2分の1、船橋市の3分の1と、他市に比べて大変少ない状況です。

また重度障がいの方は、市街のグループホームですとか施設入所をご利用の方が多くて、市内のグループホームについては、中軽度の方が多といった課題もあります。

それらを踏まえて、昨年度、地域生活支援部会で、どのようにすれば浦安市にふえていくのかという検討をしていただいたところですが、その中で、意見としては、大体2つにまとまっています。

まず1つが、四、五人の比較的小規模な、家庭的な雰囲気ของกลุ่มホームが地域にたくさんできるといいという意見がありました。また、もう一つ、一方では、それをバックアップする、中核的な多機能のグループホームが必要ではないかといった、大きな意見が2つ出ております。

市では、それらを踏まえまして、まずできることからということで、平成26年度もグループホームの本市独自の整備補助を事業として行っております。この整備補助を活用いただきまして、今までに、フレンズさん、あいらんどさんが市内にグループホームを整備していただきました。

あとNPO法人タオさんが、平成26年6月から、新たに整備補助を活用して、グループホームをオープンする予定となっております。26年度も引き続きこの整備補助で、比較的小規模な、家庭的な雰囲気ของกลุ่มホームをつくっていきたいと思っております。

また、もう一つの中核的な多機能のグループホームについてですが、先ほど事務局のほうからも、本年度、新たに国のほうから取り込まれた個別施策として、地域生活支援拠点等の整備というものを説明させていただきました。

ちょうど浦安がグループホームについて検討しているころ、国でも平成25年10月に障がい者の地域生活の推進に関する議論の整備、障がい者の地域生活の推進に関する検討会の中でそれらがまとめられています。地域における居住支援に求められる機能としまして、5つ挙げられています。

まず1つ目が、地域移行や、親元からの自立等についての相談。2つ目が、体験の機会、またその場所。これは、1人暮らしやグループホーム等の体験の機会。3つ目が緊急時の受け入れ、対応。これは、ショートステイの利便性ですとか、対応力向上等についての機能です。

それから、4つ目が専門性。人材の確保、要請、連携等。また最後、5つ目が地域の体制づくり。サービスの拠点ですとかコーディネーターの配置等といった機能が求められています。

これらの意見を踏まえまして、平成27年から29年度につくられる計画の中では、この地域生活を支援する機能を持った拠点を市町村に少なくとも1つ整備することを、成果目標として設定しなさいといったことが盛り込まれたところですが、これにつきましては、また地域生活支援部会の中でも国の情報を示して、整備方法等について、一緒に検討していただきたいと考えております。

またグループホームと併せて、本市に不足しているのが、障害支援区分3以上の方への日中の活動の場所としてのサービス提供をする生活介護事業所です。

重度障がい者の方の高校卒業後の進路先としましては、浦安市の障がい者福祉センターに毎年希望が集中しておりましたが、この3月で定員いっぱいとなりまして、来年の3月、高校を卒業する方の日中活動の場の確保が緊急の課題となっております。

平成26年度の事業といたしまして、東門の小学校の隣、現在、千楽さんに提供していただいています、日中一時の場所、土地を提供することで、生活介護事業所を整備、推進したいということで、先日、公募いたしまして、申請が、千楽さん、1事業所からありまして、選定委員会の結果、千楽さんが選定されておりますということで、報告させていただきます。

ここを含めて、来年3月の卒業生の対策といたしましては、計画どおり、今、進んでいるところではありますが、本市の小学生、中学生、高校生、手帳を持っている方は、1学年平均約20人いらっしゃいます。その方のうち、重度障がい児、サービスを使われると思われるような方については、毎年平均7人卒業してきます。

年度によって人数は多少前後いたしますが、卒業生が安心して進路を選択できるように、今後の卒業生の人数に合わせて、整備計画をしていかななくてはならないと考えております。こういった施設の整備計画についても、この計画の中にしっかりと今年度は織り込みたいと思っております。

あと、先ほど、事業者アンケートの結果も冊子をお示ししたところですが、この3ページに浦安での事業展開、さまざまな事業別に、事業展開の希望をお聞きしていますが、16番目のグループホーム、ケアホーム、本市に不足しているサービスですが、ここについては、側面的支援があれば採用を考えるとということが8事業所ありまして、すべてのサービスの中で一番多く手を挙げていただいているところです。

こういった側面的支援ということで、グループホームや生活介護等の不足しているサービスを皆様にもご検討いただきながら、確保していけるような計画をつくっていきたいと考えております。

次回以降は、具体的なサービスを使っている方の人数なども示しながら、見込み量等についても、ここでご検討いただきたいと思います。

また、この委員会だけではどうしても数に限りがありまして、なかなかご意見もいただき切れない部分があると思います。先ほどの地域生活支援拠点について等は、地域生活支援部会だとか自立支援協議会の部会、専門分野については、各部会にもご協力いただきまして、議論を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

下田委員長：ありがとうございました。ただいまの橋野委員のご説明に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。議題として報告されましたことを踏まえて、次回からいろいろな論点を提起しながらご議論をお願いする、あるいは、ご意見を出していただくというような形で、策定を行っていくということになります。

それでは、ご意見とご質問が出ないようでございますが、委員会の後でも、事務局まで、ファックスでもメールでも電話でも結構でございますので、ぜひご意見等ございましたら、お寄せいただければと思います。

それでは、用意しました議題としてはすべて終了いたしました。事務局から報告事項はございますでしょうか。

事務局：確認事項と報告事項がございます。

まず確認事項が1点。議事録についてです。本日の議事録でございますが、今回、個人情報に係る部分はありませんでしたので、割愛等はいたしません。議事録は、原則、全文をホームページ等で公開いたします。ですので、議事録は一度皆様に文書の形でお送りして、ご確認いただいてからホームページへの掲載をいたします。またホームページに掲載する際は委員名を掲載させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また次回の委員会でございますが、現在のところ、7月18日を予定しております。詳しい会場や時間等につきましては、後日、書面にてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

下田委員長：どうもありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これもちまして、第1回浦安市福祉計画策定委員会を終了いたします。本日は、本当にお忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。

平成26年5月12日（月）
午後2時～
文化会館 中会議室

平成26年度第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会次第

1. 開会

委員紹介

2. 議題

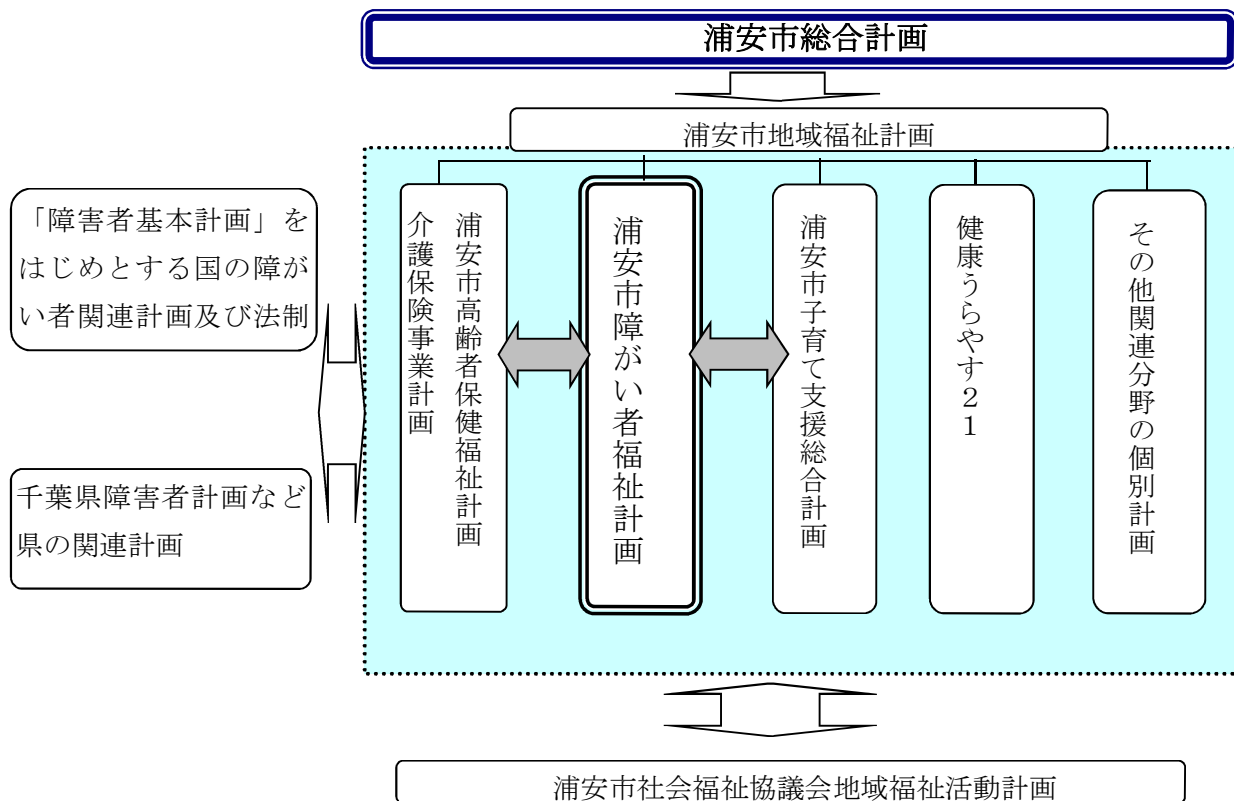
- (1) 計画の概要と計画策定スケジュールについて
- (2) 国の第3次障害者基本計画の概要と市の計画の構成について
- (3) 当事者・事業者アンケート調査結果報告
- (4) 市の現状及び課題について

3. 閉会

1. 浦安市障がい者福祉計画の概要

(1) 主旨

「浦安市総合計画」の部門計画として策定し、市総合計画との整合性を保ち、また、国・県の関連計画とも連携を図りつつ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する。



(2) 構成

①第1編「障がい者計画」

障害者基本法に基づく。

市が取り組むべき障がい者施策の方向性を示すもの。

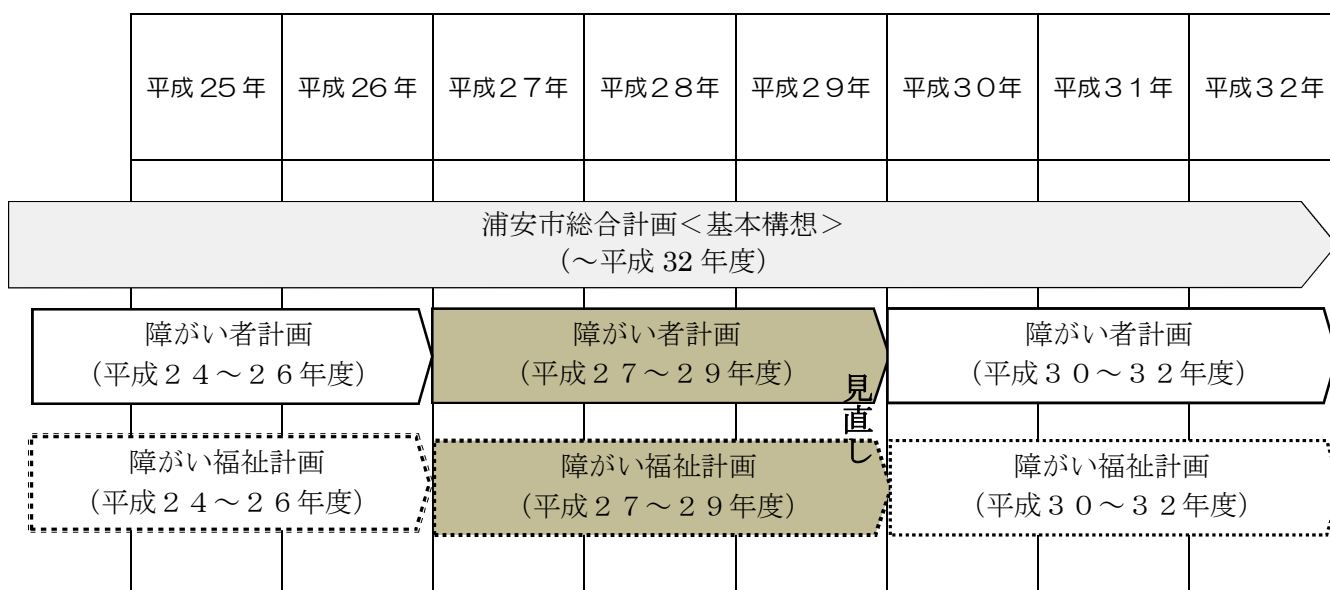
②第2編「障がい福祉計画」

障害者総合支援法に基づく。

障がい福祉サービスをはじめ地域生活に必要なサービスの見込み量と確保策を定めるもの。

(3) 計画期間

平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6か年計画の前期（平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）計画



(4) 浦安市障がい者福祉計画策定委員会

計画を策定するため、「浦安市障がい者福祉計画策定委員会」を設置する。

①設置期間 平成26年5月1日~平成27年3月31日

②構成 委員 27人

浦安市自立支援協議会の委員 20人

当事者団体に所属する部会の委員 6人

障がい福祉課長 1人

事務局 障がい事業課

③その他 会議は傍聴可。委員名を記載した議事録をホームページで公開する。

(2) 部会の意見収集

各部会の課題に相当する施策等について意見を収集する。

例) こども部会 療育・教育の充実に関すること

権利擁護部会 理解と交流の促進、自立と社会参加の促進に係ること など

(3) 当事者団体等ヒアリング

いちょうの会、浦安市視覚障害者の会、浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、浦安市自閉症協会、障がい者福祉センター利用者、身体障害者福祉会、市役所内ワークステーション勤務者、身体障がい者福祉センター利用者、ソーシャルサポートセンター利用者、地域活動支援センターとも利用者、千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ、本人部会委員 (50音順)

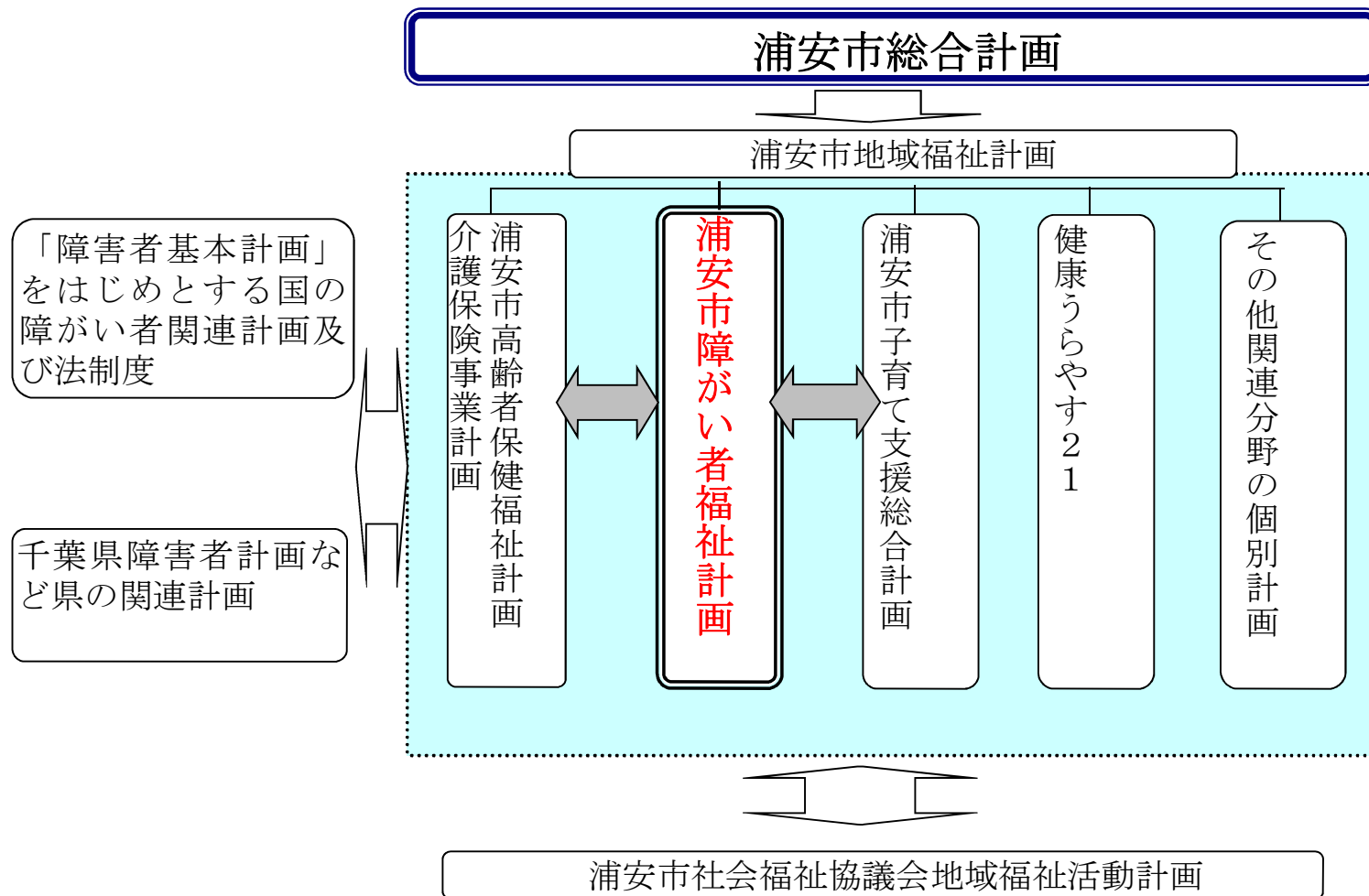
3. 業務委託

ヒアリングの実施と報告書の取りまとめ、福祉計画策定委員会の議事録作成、福祉計画の作成は、コンサルティング業務をおこなっている企業に業務を委託する。

平成26年度第1回
浦安市障がい者福祉計画策定委員会
議題1～4資料

平成26年5月12日

計画の概要(位置付け)



計画の概要(構成)

第1編「障がい者計画」

市が取り組むべき障がい者施策の方向性。

7. 自立と社会参加の促進

(1) 権利擁護施策の充実

*** 現計画より抜粋**

施策・事業	内容
①権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人の権利の擁護や、権利行使の援助などを行う県の「後見支援センター」の存在や、市社会福祉協議会で実施している「福祉サービス利用援助事業」の内容について周知に努め、関係機関との連携を強化していきます。○委託相談支援事業者と社会福祉課と連携を図りながら、県の権利擁護事業や福祉サービス利用援助事業の周知を図り、その利用を促進します。○障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、教育、啓発等の情報提供に努めます。○障がいのある人が円滑に投票できるよう、情報提供、施設、設備の整備等に努めます。
②成年後見制度の利用の促進	<ul style="list-style-type: none">○成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対し、費用の助成を行い、その利用の促進を図ります。○委託相談支援事業者と連携し、成年後見制度が必要と判断される方については、相談対応を充実し利用の促進を図っていきます。

計画の概要(構成)

第2編「障がい福祉計画」

地域生活に必要なサービスの見込み量と確保策。

【見込み量】

* 現計画より抜粋

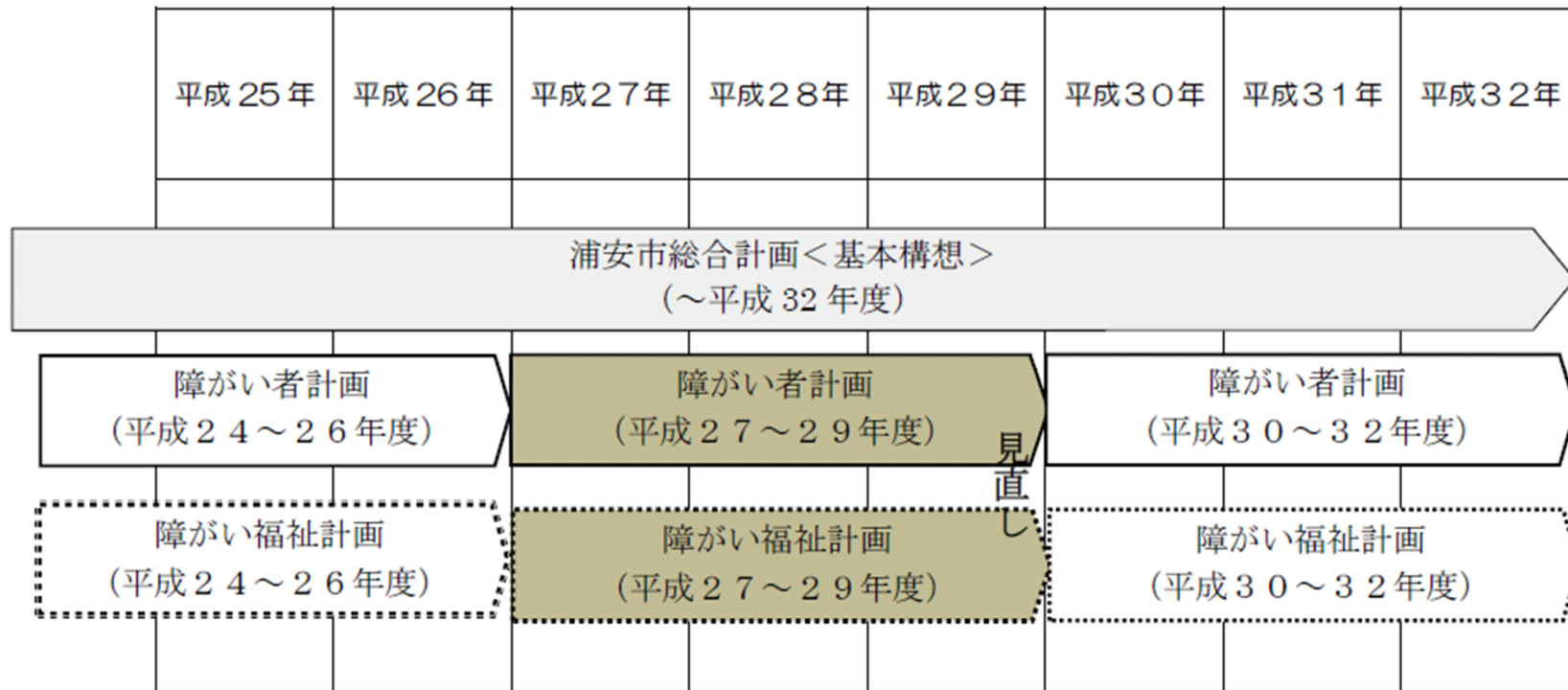
(月間)

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①居宅介護	時間	3,600	3,750	3,900
(実利用人数)	人	120	125	130
②重度訪問介護	時間	1,440	1,800	2,160
(実利用人数)	人	4	5	6
③行動援護	時間	675	720	765
(実利用人数)	人	15	16	17
④同行援護	時間	240	360	480
(実利用人数)	人	20	30	40
⑤重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
(実利用人数)	人	0	0	0

計画の概要(計画期間)

○平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6か年計画の
前期計画

○計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日



国の障害者基本計画(第3次)について(概要)

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

基本理念

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する
かけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、
障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合
いながら共生する社会の実現

期間

平成25年度～29年度

国の第3次基本計画(特徴)

- 障がい者施策の基本原則等の見直し
 - 地域社会における**共生等**、**差別の禁止**、**国際的協調**
 - 施策の横断的視点として、障がい者の**自己決定の尊重**を明記

- 計画期間の見直し
 - 10年⇒5年

- 施策分野の新設
 - 安全・安心
 - 差別の解消及び権利擁護の推進
 - 行政サービス等における配慮

- 既存分野の施策の見直し
 - ニーズに応じた福祉サービスの充実
 - 精神障がい者の地域移行の推進
 - 新たな就学先決定の仕組みの構築
 - 障がい者雇用の促進及び就労支援の充実
 - 優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ
 - 障がい者権利条約の早期締結に向けた手続の推進等

市町村の障がい者福祉計画に係る基本指針

○ PDCAサイクルの導入

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等

基本指針(厚生労働省)

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供に関する見込量の見込み方等の提示

障害者福祉計画(都道府県、市町村)

① 基本指針を踏まえ、平成29年度までの目標、サービス提供に関する見込量、その確保方策等を定める

(P-PLAN・計画)

② 方策等の実施する

(D-DO・実行)

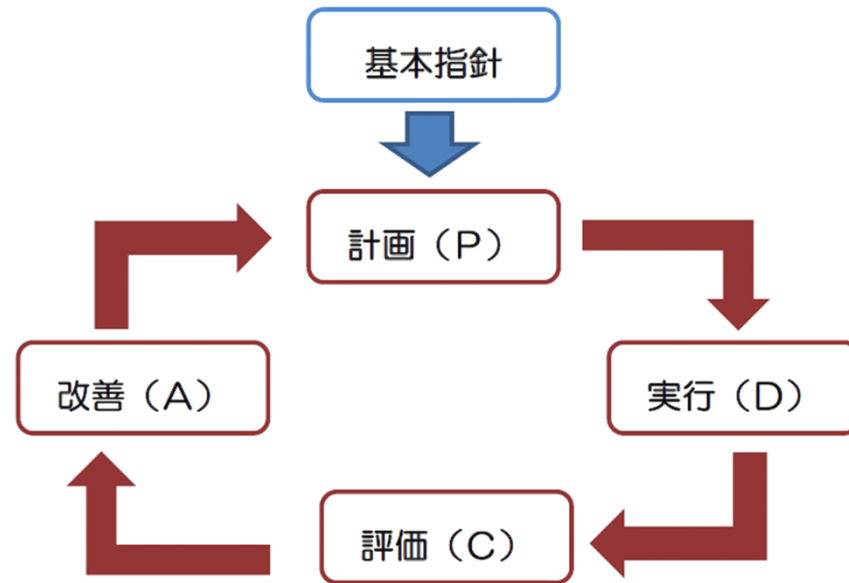
③ 定期的に進捗状況进行评估する

(C-CHECK・評価)

④ 必要に応じて①の見直しを行う

(A-ACT・改善)

* ①、②、③、④を繰り返す。



市町村の障がい者福祉計画に係る基本指針

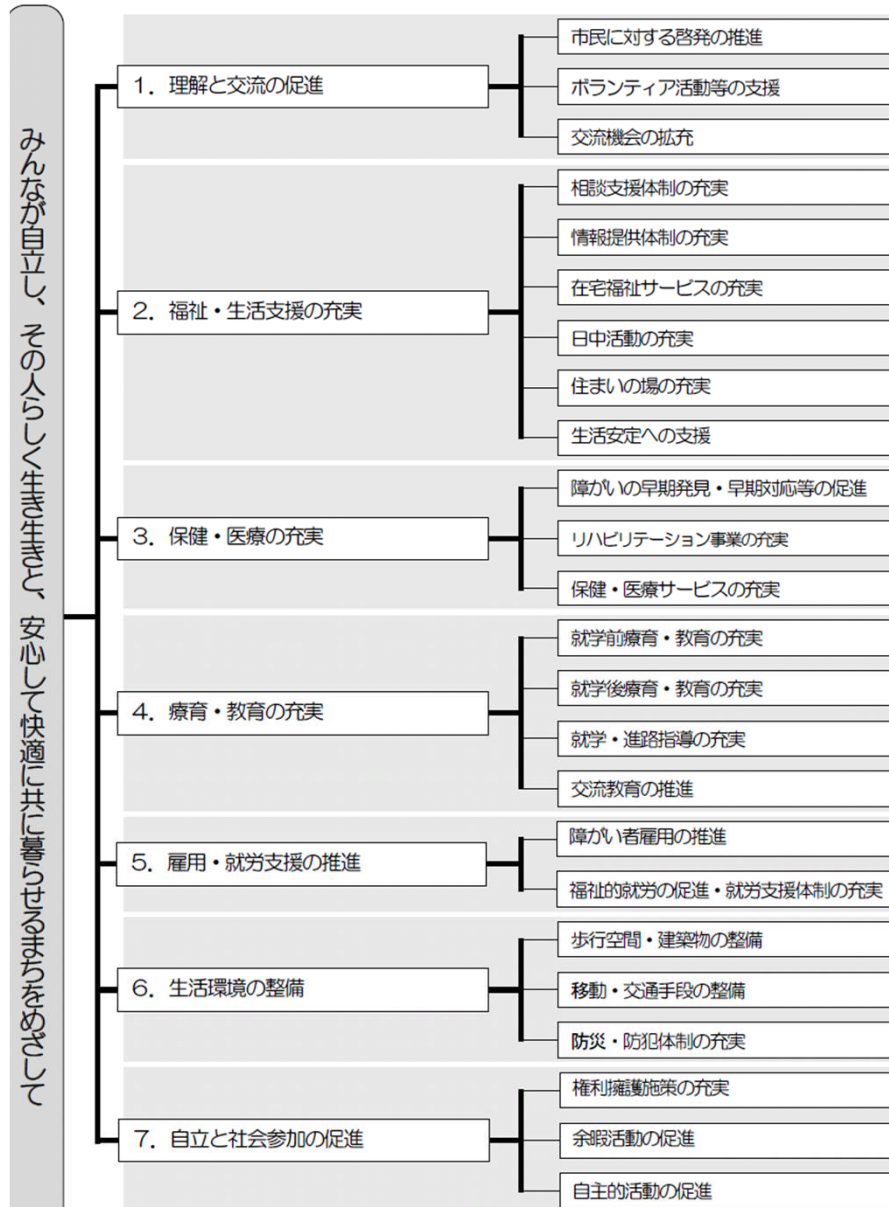
個別施策

◎は、成果目標が示されるもの

- ◎福祉施設から地域生活への移行促進
- ◎精神科病院から地域生活への移行促進
- ◎地域生活支援拠点等の整備
- ◎福祉施設から一般就労への移行促進
- 障害児支援体制の整備
- 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

施策の基本方向について

* 現計画の基本方向



施策の基本方向について

国の第3次障害者基本計画で示された施策の基本方向

1. 生活支援

障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等

2. 保健・医療

精神障害者の地域移行の推進，難病に関する施策の推進 等

3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等

新たな就学決定の仕組みの構築，文化芸術活動等の振興 等

4. 雇用・就業，経済的自立の支援

障害者雇用の促進及び就労支援の充実，福祉的就労の底上げ 等

5. 生活環境

住宅の確保，バリアフリー化の推進，障害者に配慮したまちづくり 等

6. 情報アクセシビリティ

放送・通信等のアクセシビリティの向上，意思疎通支援の充実 等

7. 安全・安心

防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護 等

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止 等

9. 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

10. 国際協力

権利条約の早期締結に向けた取組，国際的な情報発信 等

当事者・事業者アンケート結果の計画への反映

○当事者アンケート

ニーズの把握、障がいのある方を取り巻く状況の変化の確認

⇒障がい者計画 新規事業・事業拡大等の検討の基礎資料
障がい福祉計画 必要なサービス量の把握の基礎資料

○事業者アンケート

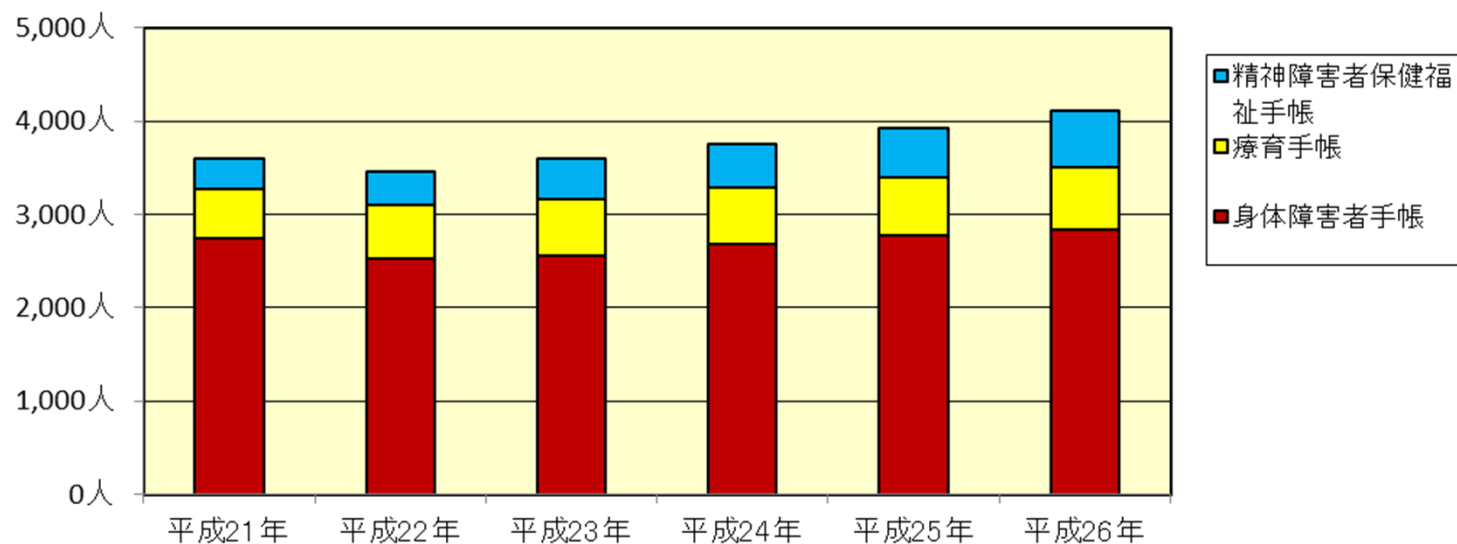
サービスの提供の状況と新たな事業展開の可能性の把握

⇒障がい者計画 事業の拡大等の検討の基礎資料
障がい福祉計画 必要なサービスを提供するための確保策の
基礎資料

障がい者手帳所持者の推移

各年4月1日現在

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人 口	162,944人	164,040人	165,128人	162,679人	162,155人	162,952人
身体障害者手帳	2,738人	2,519人	2,549人	2,685人	2,774人	2,837人
割 合	1.7%	1.5%	1.5%	1.7%	1.7%	1.7%
療育手帳	538人	582人	615人	598人	626人	660人
割 合	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
精神障害者保健福祉手帳	323人	355人	431人	474人	527人	617人
割 合	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%
手帳所持者の合計	3,599人	3,456人	3,595人	3,757人	3,927人	4,114人
割 合	2.2%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%



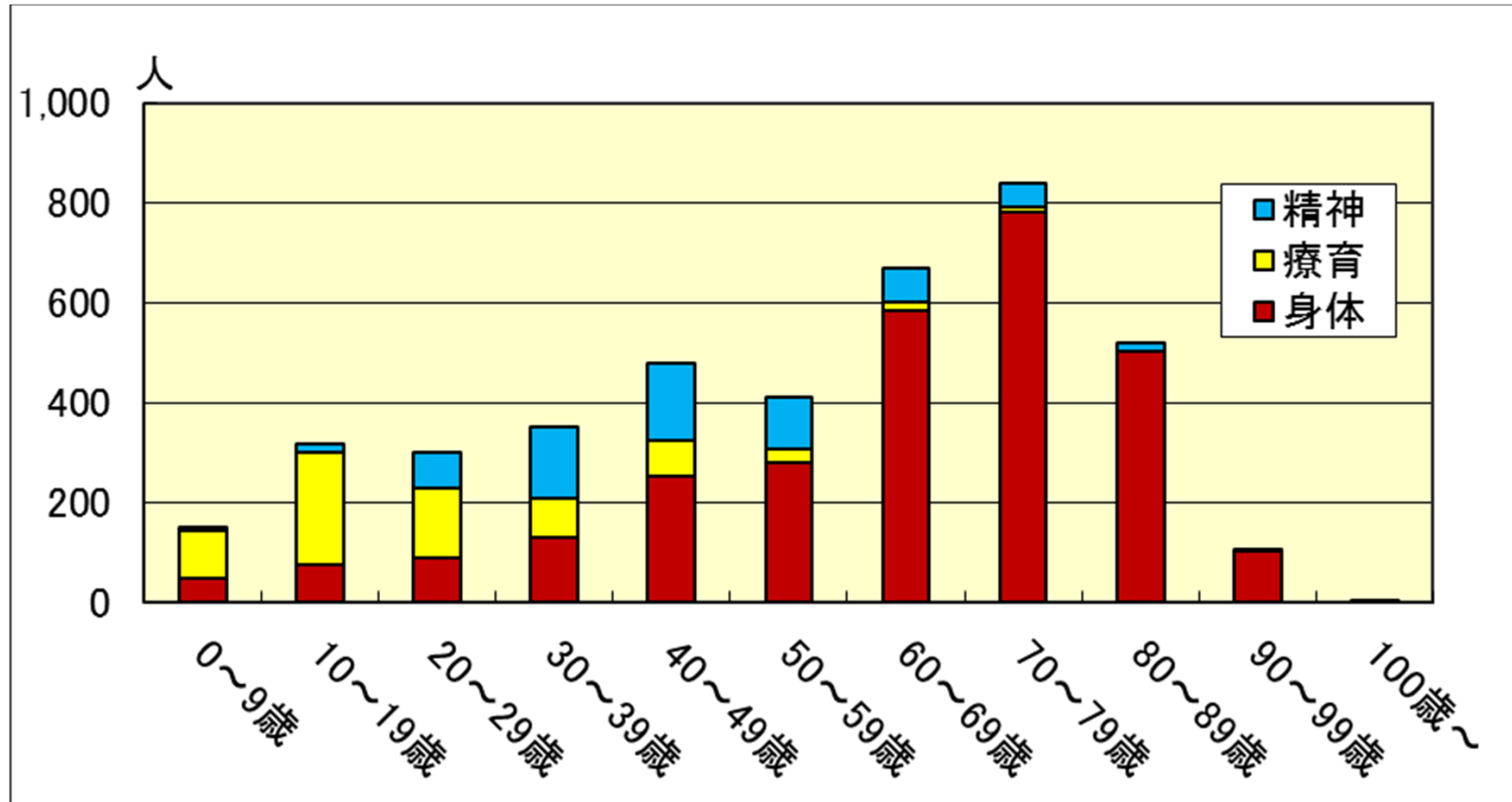
年齢別障がい者の状況

○平成26年1月 年齢10歳階級別							
	住基人口	身体	療育	精神	手帳所持者	人口割合	重複障がい
0～9歳	15,706	49	96	5	137	0.87%	13
10～19歳	17,891	76	223	18	280	1.57%	37
20～29歳	21,846	89	139	72	274	1.25%	26
30～39歳	25,831	132	76	143	329	1.27%	22
40～49歳	30,403	254	69	157	464	1.53%	16
50～59歳	17,929	281	26	104	396	2.21%	15
60～69歳	17,764	586	16	66	663	3.73%	5
70～79歳	10,436	782	8	48	829	7.94%	9
80～89歳	3,872	505	0	14	518	13.38%	1
90～99歳	682	105	0	3	108	15.84%	0
100歳～	18	3	0	0	3	16.67%	0
計	162,378	2,862	653	630	4,001	2.46%	144

注)平成24年7月9日に住民基本台帳法が一部改正され、外国籍の方(一部を除く)も住民基本台帳法の適用対象になりました。

年齢別障がい者の状況

平成26年1月現在 年齢10歳階級別



年齢別障がい者の状況 平成24年～26年

H26年1月	住基人口	身体	療育	精神	手帳所持者	人口割合	重複障がい
0～17歳	30,232	110	268	19	359	1.19%	38
18～64歳	108,644	1,040	373	515	1,834	1.69%	94
65歳～	23,502	1,712	12	96	1,808	7.69%	12
計	162,378	2,862	653	630	4,001	2.46%	144
H25年1月	住基人口	身体	療育	精神	手帳所持者	人口割合	重複障がい
0～17歳	30,621	108	262	12	348	1.14%	34
18～64歳	109,030	1,040	346	423	1,729	1.59%	80
65歳～	22,220	1,606	14	80	1,691	7.61%	9
計	161,871	2,754	622	515	3,768	2.33%	123
H24年1月	住基人口	身体	療育	精神	手帳所持者	人口割合	重複障がい
0～17歳	31,106	108	257	9	342	1.10%	32
18～64歳	108,405	1,023	311	389	1,660	1.53%	63
65歳～	20,353	1,545	14	69	1,620	7.96%	8
計	159,864	2,676	582	467	3,622	2.27%	103

注)平成24年7月9日に住民基本台帳法が一部改正され、外国籍の方(一部を除く)も住民基本台帳法の適用対象になりました。よって、24年1月以前の住基人口には外国籍の方は含まれていません。

年齢別障がい者の状況 平成21年～23年

H23年1月	住基人口	身体	療育	精神	手帳所持者	人口割合	重複障がい
0～17歳	31,253	109	262	10	350	1.12%	31
18～64歳	110,495	1,000	289	341	1,570	1.42%	60
65歳～	19,316	1,463	13	62	1,531	7.93%	7
計	161,064	2,572	564	413	3,451	2.14%	98
H22年1月	住基人口	身体	療育	精神	手帳所持者	人口割合	重複障がい
0～17歳	30,829	106	251	8	336	1.09%	29
18～64歳	110,389	988	280	310	1,525	1.38%	53
65歳～	18,628	1,413	12	58	1,474	7.91%	9
計	159,846	2,507	543	376	3,335	2.09%	91
H21年1月	住基人口	身体	療育	精神	手帳所持者	人口割合	重複障がい
0～17歳	30,340	107	239	2	320	1.05%	28
18～64歳	110,276	997	260	258	1,471	1.33%	44
65歳～	17,577	1,340	9	53	1,394	7.93%	8
計	158,193	2,444	508	313	3,185	2.01%	80

※この統計は、障がい者手帳所持者の実人数によるものです。毎年度末に公表している統計は、障がい別に重複して集計しているため、人数が異なります。

難病患者の状況 浦安市難病患者見舞金登録者数より

平成26年3月末日		登録者数	手帳所持者	手帳所持者の割合	人口に対する登録者の割合	人口
浦安市難病患者見舞金登録者数		954	224	23.48%	0.585%	162,952人
年齢別内訳	0～17歳	180	46	25.56%	0.110%	
	18～64歳	508	90	17.72%	0.312%	
	65歳～	266	88	33.08%	0.163%	
疾患別内訳	特定疾患	751	164	21.84%	0.461%	
	小児慢性特定疾患	193	51	26.42%	0.118%	
	先天性血液凝固因子障害	4	3	75.00%	0.002%	
	浦安市独自助成(4疾患)	6	6	100.00%	0.004%	

1. 調査概要

(1) 調査の目的

浦安市障がい者福祉計画の策定にあたり、福祉サービスの提供体制の計画的な整備をおこなうため、障がい福祉サービスを提供している事業所の状況や意見等を伺うことを目的に調査を実施したものです。

(2) 調査対象及び回答数

このアンケート調査は、以下のとおり、浦安在住の障がい者に福祉サービスを提供している事業者及び浦安に住民票のある障がい者の入居している施設に調査を実施しました。

調査対象	回答数
・浦安在住の障がい者に福祉サービスを提供している事業者	90事業者
・浦安に住民票のある障がい者の入居している施設	155事業

(3) 調査方法及び調査実施期間

このアンケート調査の調査方法及び調査実施期間は以下のとおりです。

調査方法	調査実施期間
郵送法(郵送による配布・回収)	平成25年12月12日～平成26年1月15日

2. 提供している福祉サービスについて

155 事業

質問	回答	件数	%
①利用者の新規等利用 申込みへの受入状況	1 余裕がなく、定期利用者以外の受入れは困難	44	28.4
	2 余裕はややある	82	52.9
	3 余裕は十分ある	26	16.8
	未回答	3	1.9
②国保連及び市への請 求事務	1 業務にかなり負担を生じる	31	20.0
	2 業務に負担を生じる場合がある	74	47.7
	3 業務に負担はない	44	28.4
	未回答	6	3.9
③利用者からの一部負 担金（利用料）の徴 収事務等	1 業務にかなり負担を生じる	22	14.2
	2 業務に負担を生じる場合がある	54	34.8
	3 業務に負担はない	46	29.7
	4 一部負担金の徴収事務はない	27	17.4
	未回答	6	3.9
④事業所の収支状況	1 赤字である	34	21.9
	2 収支はほぼ均衡	72	46.5
	3 黒字である	37	23.9
	未回答	12	7.7
⑤今後の事業展開	1 現時点ではわからない	54	34.8
	2 縮小を考えている	0	0.0
	3 現状のまま	34	21.9
	4 拡大を考えている	62	40.0
	未回答	5	3.2

3. 浦安での事業展開

90事業所

	現在、市内で事業を実施している事業者 (参考)	浦安での事業展開			
		事業参入を 考えている	側面的支援が あれば 参入を考える	事業参入 しない	現時点では わからない
1. 居宅介護	18	1	2	40	15
2. 行動援護	1	2	0	39	23
3. 同行援護	8	1	3	40	18
4. 重度訪問介護	18	2	5	41	14
5. 重度障害者等包括支援	0	0	1	46	19
6. 短期入所	1	1	4	43	14
7. 生活介護	5	1	2	36	21
8. 療養介護	0	1	1	46	19
9. 機能訓練	3	0	3	44	17
10. 生活訓練	1	0	3	39	23
11. 就労移行支援	3	2	7	30	26
12. 就労継続支援 A(雇用型)	2	1	5	37	23
13. 就労継続支援 B(非雇用型)	5	2	6	32	22
14. グループホーム・ケアホーム	2	1	8	31	23
15. 施設入所支援	0	0	1	42	23
16. 児童発達支援	8	0	1	43	17
17. 放課後等ディサービス	8	1	1	45	15
18. 保育所等訪問支援	2	2	2	44	16
19. 相談支援	8	3	6	24	22
20. 指定特定相談支援	7	1	0	31	22
21. 移動支援	19	1	2	34	17
22. 地域活動支援センター	3	0	2	43	17
23. 日中一時支援	8	4	3	31	20
24. その他	0	2	0	24	12

* 側面的支援で回答が多かったもの

職員の確保、人件費の補助

4. 利用者の希望どおりのサービスが提供されているか 90事業所

	件数	%
1. 十分提供できている	18	2.0
2. どちらかといえば提供できている	60	66.7
3. どちらかといえば提供できていない	7	7.8
4. 提供できていない	1	1.0
未回答	4	4.4

5. 利用者からの相談 90事業所 複数回答

	件数
1. サービス内容に関するもの	60
2. 利用手続きに関するもの	33
3. 職員の態度に関するもの	14
4. 施設・設備に関するもの	22
5. 障がい程度区分の認定に関するもの	3
6. 利用料、利用者負担に関するもの	26
7. 特に相談は受けていない	17
8. その他	11

*その他の内容

人間関係、健康、就労等

6. 利用者からの苦情

90事業所 複数回答

	件数
1. サービス内容に関するもの	36
2. 利用手続きに関するもの	7
3. 職員の態度に関するもの	31
4. 施設・設備に関するもの	14
5. 障がい程度区分の認定に関するもの	0
6. 利用料、利用者負担に関するもの	11
7. 特に苦情は受けていない	36
8. その他	9

*その他の内容

利用者同士のトラブル等

7. 円滑な事業運営を進めていく上で、困難を感じること 90事業所 複数回答

	件数
1. 利用者の確保	29
2. 人材の確保	65
3. 職員の資質向上	48
4. 従業員の福利厚生などが不十分	6
5. 介護報酬単価が低い	22
6. 運営・運転資金の確保	12
7. 事務所の確保や維持	4
8. 事務作業の量が多い	30
9. 特に困難を感じていることはない	5
10. その他	3

*その他の内容

事業拡大を検討しているが、人材確保が難しい。
変更による制度の複雑さ 等

8. サービスの質の確保・向上への取り組み 90事業所

(1) 利用者の満足度や利用者からのサービスの質の評価に取り組んでいますか
(利用者のアンケート等)

<u>取り組んでいる</u>	<u>57 (63.4%)</u>
現在は取り組んでいない	30 (33.3%)
未回答	3 (3.3%)

(2) サービスに苦情があった場合の対応を行う責任者や窓口を設置していますか

<u>責任者や窓口を設置している</u>	<u>87 (96.7%)</u>
責任者や窓口は設置していない	1 (1.1%)
未回答	2 (2.2%)

(3) サービスに苦情があった場合の手続きや対応方法について文書やマニュアルにより定説に対応していますか。

<u>文書やマニュアルにより適切に対応している</u>	<u>77 (85.6%)</u>
文書やマニュアルはない	11 (12.2%)
未回答	2 (2.2%)

(4) 事故発生や事故予防のための手続きや対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか。

<u>文書やマニュアルにより適切に対応している</u>	<u>79 (87.8%)</u>
文書やマニュアルはない	8 (8.9%)
未回答	3 (3.3%)

(5) 事故発生時に速やかに対応を行うために、損害賠償保険に加入していますか。

<u>損害賠償保険に加入している</u>	<u>85 (94.5%)</u>
損害賠償保険に加入していない	2 (2.2%)
未回答	3 (3.3%)

(6) 秘密保持、プライバシーについて、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

<u>文書やマニュアルにより適切に対応している</u>	<u>85 (94.5%)</u>
文書やマニュアルはない	3 (3.3%)
未回答	2 (2.2%)

(7) 衛生管理に関する手続きや対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

<u>文書やマニュアルにより適切に対応している</u>	<u>79 (87.8%)</u>
文書やマニュアルはない	9 (10.0%)
未回答	2 (2.2%)

(8) 職員の健康管理に関する手続きや対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

<u>文書やマニュアルにより適切に対応している</u>	<u>64 (71.1%)</u>
文書やマニュアルはない	24 (26.7%)
未回答	2 (2.2%)

(9) 雇用職員（非常勤者を含む）について就業規則を定め、個別に雇用契約を結んでいますか

<u>個別に適正な契約を結んでいる</u>	<u>86 (95.6%)</u>
契約を結んでいない場合がある	2 (2.2%)
未回答	2 (2.2%)

(10) 利用者から、職員の交代の要望等があった場合の対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

文書やマニュアルにより適切に対応している	41 (45.6%)
文書やマニュアルはない	44 (48.9%)
未回答	5 (5.5%)

9. 災害時の準備体制

(1) 災害発生時の対応方法について、文書やマニュアル等で明確にし、適切に対応していますか

はい	<u>82 (91.1%)</u>
いいえ	5 (5.6%)
未回答	3 (3.3%)

(2) 事業所内の講習会・研修を実施していますか。

はい	<u>61 (67.8%)</u>
いいえ	27 (30.0%)
未回答	2 (2.2%)

10. 会議、研修

(1) サービス担当者会議を実施していますか
*朝礼、連絡等の軽易なものは含みません

はい	<u>83 (92.3%)</u>
いいえ	3 (3.3%)
未回答	4 (4.4%)

(2) 事業所内の講習会・研修を実施していますか。

はい	<u>83 (92.3%)</u>
いいえ	5 (5.5%)
未回答	2 (2.2%)

(3) 外部の講習会・研修に参加していますか。

はい	<u>87 (96.7%)</u>
いいえ	1 (1.1%)
未回答	2 (2.2%)